

事務連絡
令和4年1月24日

事務連絡
令和3年12月24日
(令和4年1月21日最終改正)

都道府県
各指定都市 介護保険担当主管部(局) 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の
高齢者施設等における活用について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について(別紙及び質疑応答集の追加・修正)」(令和3年12月24日付け(令和4年1月21日最終改正)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡)が発出され、質疑応答集Q.23において高齢者施設等が経口抗ウイルス薬の配分を希望する場合の手続き等が示されるなど、経口抗ウイルス薬の配分及び使用について示されています。つきましては、当該事務連絡の内容について、御了知の上、管内の関係施設等に対して周知をお願いいたします。

別添:「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について(別紙及び質疑応答集の追加・修正)」(令和3年12月24日付け(令和4年1月21日最終改正)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡)

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の
医療機関及び薬局への配分について(別紙及び質疑応答集の追加・修正)

【主な改正内容】

○別紙及び質疑応答集について、都道府県よりいただいている疑義照会等を踏まえ、明確化のために追記しました。

平素より新型コロナウイルス感染症対応に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル」(販売名:ラゲプリオ®カプセル200mg。以下「ラゲプリオ」という。)については、令和3年12月24日に新型コロナウイルス感染症の治療薬として特例承認されました。

今後、製造販売業者(「MSD株式会社」をいう。以下同じ。)からラゲプリオが供給され次第、国内での使用が可能となりますが、現状、安定的な供給が難しいことから、一般流通は行わず、当面の間、厚生労働省が所有した上で、本剤を配分することとします。

つきましては、ラゲプリオの配分及び使用について別紙のとおりお知らせしますので、御了知いただくとともに、貴管内の医療機関及び薬局へ周知いただきますようお願いいたします。なお、質疑応答集を別紙中の別添のとおり作成しておりますのでご参照ください。

【問い合わせ】

<本件全体に関すること>

新型コロナウイルス感染症対策推進本部（戦略班）

Mail : corona-kusuri@mhlw.go.jp

TEL:03-6812-7824（直通）平日 9：30～17：00

<薬局に関すること>

医薬・生活衛生局総務課（薬局担当）

Mail : hanbai-site@mhlw.go.jp

ラゲブリオの医療機関及び薬局への配分について

1 ラゲブリオ（以下「本剤」という。）は、現状、安定的な供給が難しいことから、一般流通は行わず、厚生労働省が所有した上で、対象となる患者が発生した又は発生が見込まれる医療機関及び対応薬局（令和3年11月9日付け事務連絡「薬局における新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の配分に係る医薬品提供体制の整備について」に基づき都道府県から提出されたリストに掲載された薬局をいう。以下「11月9日事務連絡」という。）（以下総称して「対象機関」という。）からの依頼に基づき、無償で譲渡することとしたものです。この趣旨を踏まえ、必要以上の配分依頼及び在庫の確保及び投与対象者以外への投与は控えていただくようお願いします。

2 本剤の効能・効果は「SARS-CoV-2による感染症」であり、添付文書において「臨床試験における主な投与経験を踏まえ、SARS-CoV-2による感染症の重症化リスク因子を有する等、本剤の投与が必要と考えられる患者に投与すること。また、本剤の投与対象については最新のガイドラインも参考にすること。」などとされています。

さらに禁忌として「妊婦又は妊娠している可能性のある女性」などには投与しないこととされていますので、十分に注意してください（以下参照）。

<参考：本剤の添付文書（抜粋）>

2. 禁忌（次の患者には投与しないこと）

2.1 本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者

2.2 妊婦又は妊娠している可能性のある女性

4. 効能又は効果

SARS-CoV-2による感染症

5. 効能又は効果に関連する注意

5.1 臨床試験における主な投与経験を踏まえ、SARS-CoV-2による感染症の重症化リスク因子を有する等、本剤の投与が必要と考えられる患者に投与すること。また、本剤の投与対象については最新のガイドラインも参考にすること。

5.2 重症度の高いSARS-CoV-2による感染症患者に対する有効性は確立していない。

6. 用法及び用量

通常、18歳以上の患者には、モルヌピラビルとして1回800mgを1日2回、5日間経口投与する。

7. 用法及び用量に関連する注意

SARS-CoV-2による感染症の症状が発現してから速やかに投与を開始すること。臨床試験において、症状発現から6日目以降に投与を開始した患者における有効性を裏付けるデータは得られていない。

添付文書に記載の「重症化リスク因子を有する等、本剤の投与が必要と考えられる患者」の考え方としては、

①日本感染症学会の「COVID-19 に対する薬物治療の考え方 第11報」（2021年12月24日）の以下の記載

- ・ 61歳以上
- ・ 活動性の癌（免疫抑制又は高い死亡率を伴わない癌は除く）
- ・ 慢性腎臓病
- ・ 慢性閉塞性肺疾患
- ・ 肥満（BMI 30kg/m²以上）
- ・ 重篤な心疾患（心不全、冠動脈疾患又は心筋症）
- ・ 糖尿病
- ・ ダウン症
- ・ 脳神経疾患（多発性硬化症、ハンチントン病、重症筋無力症等）
- ・ コントロール不良のHIV感染症及びAIDS#
- ・ 肝硬変等の重度の肝臓疾患
- ・ 臓器移植、骨髄移植、幹細胞移植後

ここでのAIDSは免疫抑制された病態（CD4リンパ球数が200/mm³以下、HIV RNA量が100,000 copies/mm³以上等）を指す。

②承認審査における評価資料となった国際共同第Ⅱ/Ⅲ相試験（MOVE-OUT(002)試験）の組み入れ基準、新型コロナウイルス感染症に係る国内の主要な診療ガイドラインである「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第6.1版」（令和3年12月28日）、既に承認を受けている英国で、臨床試験（PANORAMIC試験）の組み入れ基準において例示されている重症化リスク因子（下表）

が想定されます。

これらのいずれかを有する者であって、医師が必要と判断した者については、本剤の投与対象になり得ると考えられますので、投与に当たって参考にご覧ください。

MOVE-OUT(002)試験の組み入れ基準における重症化リスク因子	「診療の手引き」（第6.1版）における重症化リスク因子 ※妊婦への投与は禁忌のため除く	英国でのPANORAMIC試験の組み入れ基準における重症化リスク因子
・ 61歳以上	・ 65歳以上の高齢者	・ 慢性呼吸器疾患（慢性閉塞

<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動性のがん（免疫抑制又は高い死亡率を伴わないがんは除く） ・ 慢性腎臓病 ・ 慢性閉塞性肺疾患 ・ 肥満(BMI 30 kg/m²以上) ・ 重篤な心疾患（心不全、冠動脈疾患又は心筋症） ・ 糖尿病 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪性腫瘍 ・ 慢性閉塞性肺疾患(COPD) ・ 慢性腎臓病 ・ 2型糖尿病 ・ 高血圧 ・ 脂質異常症 ・ 肥満(BMI 30以上) ・ 喫煙 ・ 固形臓器移植後の免疫不全 	<p>性肺疾患（COPD）、嚢胞性線維症、喘息を含み、少なくとも毎日予防薬や緩和薬を使用する必要がある。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 慢性的な心臓または血管の病気 ・ 慢性腎臓病 ・ 慢性的な肝疾患 ・ 慢性神経疾患（認知症、脳卒中、てんかんを含む） ・ 重度の学習障害 ・ ダウン症 ・ 糖尿病（I型またはII型） ・ 免疫抑制：一次性（例：遺伝子変異による遺伝性免疫疾患、通常は出生時に発症し小児期に診断される）または疾患や治療による二次性（例：鎌状赤血球、HIV、癌、化学療法） ・ 固形臓器、骨髄、幹細胞の移植後 ・ 病的な肥満（BMI>35） ・ 重度の精神疾患 ・ ケアホーム居住者 ・ 臨床医または看護師が臨床的に脆弱と判断した場合
--	--	---

3 本剤の配分を希望する対象機関（※）は、厚生労働省が、本剤の供給を委託した製造販売業者が開設する「ラゲブリオ登録センター」に登録し、同センターを通じ、配分依頼を行っていただくこととなります。具体的な登録方法・製品発注方法については、製造販売業者からの案内又はホームページ「MSD Connect（医療関係者向けサイト）」（<https://www.msconnect.jp/>）をご確認いただくか、ラゲブリオ登録センター専用ダイヤル（ ）にお問い合わせください。

なお、薬局の場合、11月9日事務連絡に基づいて都道府県がリストアップした対応薬局のみが「ラゲブリオ登録センター」に登録可能となりますので、新たに配分

を希望される薬局は、まずは都道府県にご相談ください。

※ 院外処方を行う医療機関についても含まれます（使用成績調査等にご協力いただくため）。

4 本剤の所有権については、厚生労働省に帰属し、ラゲプリオ登録センターを通じて対象機関に配分され、投与対象者へ使用される時点で、対象機関に無償譲渡されることとなります。対象機関への譲渡に当たっては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令（平成25年厚生労働省令第60号）に基づく手続きを行っていただく必要がありますが、当面の間は、ラゲプリオ登録センターへの配分依頼をもって、同手続きに代えることとしています。

5 本剤は、1ボトル当たり40カプセル（1日2回4カプセルずつ内服、5日分）の薬剤が封入されています。薬剤は室温保存で有効期間は24か月です。各ボトルについて、適切に管理いただくようご協力をお願いします。

6 本剤を患者に提供する方法として、医療機関において、入院患者に使用する、往診で使用する、（即時に診断・処方が可能な医療機関の外来において）外来患者に使用する場合や医療機関の外来で処方し帰宅後の患者に対応薬局から配送する場合などが想定されます。いずれの場合においても、対象機関は事前にラゲプリオ登録センターへの登録が必要になります。本剤を処方する医療機関においては、投与後に定期的なフォローアップをするようお願いすることとしております。他方、製造販売業者においても承認後一定期間の投与症例を含め一定数の症例の調査を行うこととなっています。医療機関において当該製造販売業者による調査に協力するよう、周知方をお願いします。なお、上記の登録センターへの登録の際には、当該ご協力について確認させていただくこととなっています。

本剤の配分は、投与予定の患者がいる場合にラゲプリオ登録センターに発注することを基本としていますが、一定の要件を満たし、都道府県が選定した医療機関については、一定数の在庫配置も可能とします（別添の質疑応答集（Q&A）のQ2参照）。なお、外来診療を行う医療機関では、原則として、院外処方により対応薬局を通じて本剤を処方いただくようお願いいたします。

11月9日事務連絡に基づいて都道府県がリスト化した対応薬局においても、処方予定の患者がいる場合のほか、一定数の在庫配置も可能とします。なお、対応薬局

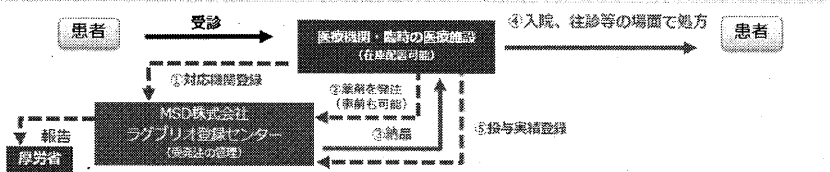
が患者宅等に本剤を配送する際には、薬局における薬剤交付支援事業を活用していただくことが可能です（別添の質疑応答集（Q&A）のQ17参照）。

各対象機関における具体的な流れについては、以下をご参照ください。

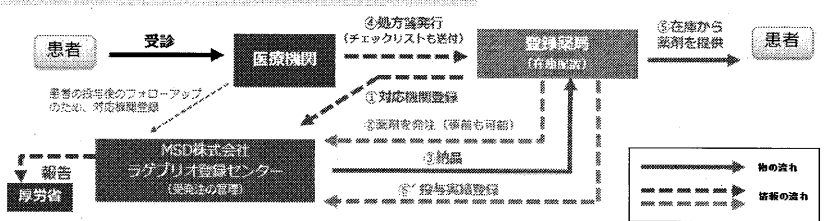
モルヌピラビルの提供体制について

- ▶ 入院患者等には、薬剤を院内処方
- ▶ 外来患者には、登録された薬局に医療機関から処方箋を送付し、当該薬局から自宅に薬剤を配送（患者の薬局への来訪不要）
- ▶ 基幹的な医療機関と全ての登録薬局では、一定数の在庫配置を実施。それ以外の医療機関では処方箋により対応可。

【1. 院内処方（入院医療機関、臨時の医療施設、往診、即時に診断・処方が可能な医療機関の外来）】



【2. 院外処方（外来診療を行う医療機関、往診）】



【1. 院内処方（入院医療機関、臨時の医療施設、往診、即時に診断・処方が可能な医療機関の外来）】

医療機関において、本剤を院内処方として直接患者に提供する。

- ① あらかじめ、医療機関がラゲプリオ登録センターへの対応機関登録を行う。
- ② 投与対象となりうる患者が発生した際、医療機関において、発生した患者の分の本剤をラゲプリオ登録センターで発注し、配分を受ける。また、都道府県が選定した医療機関においては、患者の発生に備えてあらかじめ一定数の在庫を発注しておくことも可能。
- ③ 配送に協力する医薬品卸から医療機関に本剤が納品される（原則、発注後1～2日程度（日曜祝日を除く））。
- ④ 入院、往診、即時に診断・処方が可能な外来の場面で処方。
- ⑤ 医療機関が、ラゲプリオ登録センターの指示に従って当該患者の投与実績を入

力する。

⑥以降、必要に応じて②～⑤を適直行う。

【2. 院外処方（外来診療を行う医療機関、往診）】

医療機関の院外処方にに基づき、対応薬局から本剤を患者の居宅や療養先に提供する。

- ①あらかじめ、薬局がラゲプリオ登録センターへの対応機関登録を行う。
- ②対応薬局は、患者の発生に備えてあらかじめ一定数の在庫を発注しておく。
- ③配送に協力する配送業者から対応薬局に本剤が納品される（原則、発注後1～2日程度（日曜祝日を除く））。
- ④投与対象となりうる患者が発生した際、医療機関において、処方箋とともに適格性情報や同意書取得等についてのチェックリスト（様式参照）を患者が希望する対応薬局（※）にファクシミリ等で送付する。また、必要な場合は患者から同意を得た上で、患者の住所や連絡先等の情報を処方箋送付先の対応薬局に提供する。このとき、処方箋送付先の対応薬局には事前に電話等で一報することが望ましい。（閉局時間外の場合は確実に電話等で一報すること）。処方箋原本とチェックリスト原本は、ファクシミリ等で送付した薬局に送付する。
※医療機関は、在庫発注を行った対応薬局のリストを患者に示すことにより、患者が希望する対応薬局を確認する。投与対象となりうる患者が受診した医療機関が、患者に対し本剤を投与する対応薬局を迅速に紹介できるよう、在庫発注を行った対応薬局のリストは、当面の間、MSD 株式会社において、ラゲプリオ登録センターに登録した施設に閲覧いただける形で共有する。
- ⑤処方箋及びチェックリストを受け取った対応薬局は、必要な調剤、服薬指導等を実施し、チェックリストの内容に基づき、ラゲプリオ登録センターの指示に従って当該患者の投与実績を入力し、在庫から本剤の提供を行う。その際、自宅療養や宿泊療養の患者が来所しなくても済むよう、患者の居所に本剤を配送又は持参することを原則とする。
- ⑥以降、必要に応じて②～⑤を適直行う。

7 本剤の対応薬局間譲渡については、患者に投与するまでは本剤の所有権が国に帰属しており、国がその所在を確認できる必要があることから、本剤の流通を委託している製造販売業者において対応が可能となった時点で改めてお知らせします。

Q.22 対診による本剤の使用（医療機関に入院中の患者に対し、別の医療機関からその入院先に向いた医師が、当該別の医療機関が所有する本剤を用いて診療を行うこと）は可能か。

各医療機関に配分された薬剤については、他の医療機関への譲渡は出来ませんが、対診での投与は可能です。

なお、対診を求められて診察を行った保険医の属する保険医療機関からは、当該基本診療料、往診料等は請求できますが、特掲診療料については主治医の属する保険医療機関で請求し、対診を求められて診察を行った保険医の属する保険医療機関からは重複して請求できません。

そのため、共同で診療を行った場合の診療報酬の分配は相互の合議に委ねられます。

Q.23 ラゲプリオ登録センターに登録する際、保険医療機関コードの入力を求められるが、これを有していない施設が登録を希望する場合、どのように対応すればよいか。

製造販売業者では、登録時に入力された10桁の保険医療機関コードを用いて、医療機関の確認を行っていることから、医療機関がラゲプリオ登録センターに登録を行う際には、「保険医療機関コード」の入力をお願いしています。保険医療機関コードを有さない臨時の医療施設や高齢者施設等において、当該施設の医師が本剤を使用するために、ラゲプリオ登録センターへの登録を希望する場合には、当該施設向けの登録用仮コードを付与することとします。

つきましては、都道府県（衛生主管部局）におかれましては、保険医療機関コードを有さない施設で登録を希望する施設があれば、その情報をとりまとめの上、速やかに厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部宛てにご提出ください。後日、ラゲプリオ登録センターから、登録用仮コードが付与されますので、各施設において、当該仮コードを「保険医療機関コード」欄に入力して登録してください。

なお、これらの施設でも、本剤を使用するにあたっては、本事務連絡の別紙に記載されている内容（使用するにあたって必要な対応等）をご確認いただくようお願いいたします。

そのほかの場合で判断に迷う場合は、ラゲプリオ登録センターにお問い合わせください。

様式

ラゲブリオ®カプセル 200mg

処方にあたっての適格性情報チェックリストについて

ラゲブリオ®カプセル 200mg（以下、本剤といいます。）は、現状、安定的な供給が難しいことから、一般流通は行わず、厚生労働省が所有した上で、対象となる患者への対応が見込まれる医療機関/保険薬局からの依頼に基づき無償で配分されます。

厚生労働省の要請により本剤の利用実績を把握するため、院外処方の場合には以下のご対応をお願いいたします。

- 保険医療機関における対応
 1. ラゲブリオ®カプセル 200mg の処方にあたっての適格性情報チェックリスト（次頁。以下、本書類といいます。）の<医療機関情報>と<適格性情報>に該当する内容を記入すること。
 2. 当該患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ等により本書類情報と処方箋情報の 2 点を送付すること。その際、医師は診療録に送付先の薬局を記載すること。
 3. 本書類原本と処方箋原本の 2 点をファクシミリ等により送付した薬局に送付すること。
- 保険薬局における対応
 1. 医療機関から処方箋情報の送付を受けた薬局は、本書類情報が添付されていることを確認すること。その際、<医療機関情報>と<適格性情報>の入力内容に不備（チェック漏れ等）がないことを併せて確認すること。
 2. 医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、ファクシミリ等により送付された処方箋を薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 23 条から第 27 条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 49 条における処方箋とみなして調剤等を行うこと。
 3. 調剤等を行った後速やかに（当日中を原則とする）、MSD 株式会社 ラゲブリオ®登録センターの依頼に従って、当該患者の適格性情報を同登録センターに登録すること。
 4. 可能な時期に医療機関から本書類原本と処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ等で送付された本書類情報、処方箋情報とともに保管すること。

（保険医療機関 → 保険薬局）

ラゲブリオ®カプセル 200mg

処方にあたっての適格性情報チェックリスト

<医療機関情報>

保険医療機関の所在地及び名称	
処方医氏名	
電話番号	() -

<適格性情報等>

本剤を処方する当該患者の適格性情報等について、チェックまたは数字をご記入ください※全ての欄に記入またはチェックが入っていることをご確認ください。特に①から④については、必ずチェックが入っていることをご確認ください

処方箋交付年月日	年 月 日
年齢	歳
①SARS-CoV-2による感染症	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
②禁忌事項	<input type="checkbox"/> 本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者ではない <input type="checkbox"/> 妊婦又は妊娠している可能性のある女性ではない
③SARS-CoV-2による感染症の重症化リスク因子	<input type="checkbox"/> 「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について」（令和 3 年 12 月 24 日付け厚生労働省事務連絡）の別紙中、2 の①②に記載の重症化リスク因子を 1 つ以上有する <input type="checkbox"/> 上記に該当しない
④患者又は代諾者からの同意取得	<input type="checkbox"/> あり

< 和歌山県庁 薬務課 >

English 簡体字 繁体字 한국어 Français

組織から探す



文字サイズ 標準 拡大 色合い 標準 黒 青

和歌山県誕生150年

 検索

ホーム > 組織から探す > 薬務課 > 新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬(ラゲブリオ)について

音声読み上げ



新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬(ラゲブリオ)について



福祉保健政策局

福祉保健総務課

子ども未来課

長寿社会課(介護サービス指導室)

障害福祉課

健康局

医務課

健康推進課

国民健康保険課

薬務課

海南保健所

湯浅保健所

日高振興局健康福祉部(御坊保健所)

田辺保健所

東牟婁振興局健康福祉部(新宮保健所)TOP

子ども・女性・障害者相談センター

県立仙溪学園

精神保健福祉センター

県立高等看護学院

なぎ看護学校

医療機関の皆様へ

新型コロナウイルス感染症患者に経口抗ウイルス薬を処方する場合は、「ラゲブリオ登録センター(外部リンク)」への登録が必要です。以下の資料をご参照のうえ登録及び処方をお願いします。

(1)ラゲブリオ登録センターへの登録サイト

<https://www.msconnect.jp/products/lagevrio/>(外部リンク)

(2)ラゲブリオ登録センターへの登録にかかる説明資料

<https://www.msconnect.jp/wp-content/uploads/sites/5/2022/01/lagevrio-ordersystem-iryokikan.pdf>(外部リンク)

(3)ラゲブリオ登録センター連絡先

TEL:0120-682-019(受付時間:9:00~17:30(土日祝日・登録センター休日を除く))

メールアドレス:msd.covid19.register.support@merck.com

(4)国通知

「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について」

令和3年12月24日(令和4年1月21日最終改正)付け事務連絡

<https://www.mhlw.go.jp/content/000885823.pdf>(外部リンク)

(5)ラゲブリオ処方の流れ

経口抗ウイルス薬院外処方箋の交付フロー(PDF形式 194キロバイト)

(6)対応薬局一覧について

対応薬局の一覧は、「ラゲブリオ登録センター」に登録することで閲覧が可能となります。

(7)使用状況調査への協力のお願について

県では経口抗ウイルス薬の県内での使用状況を把握するため、調査を行っています。

経口抗ウイルス薬を処方した場合は患者様の同意を得たうえで、以下の様式により県薬務課までFAX(073-433-7118)で情報提供をお願いします。

使用状況調査用(ワード形式 50キロバイト)

薬局の皆様へ

対応薬局は都道府県で取りまとめて厚生労働省に報告しています。和歌山県から厚生労働省への報告、薬局における「ラゲブリオ登録センター」への登録が完了することで、経口抗ウイルス薬の配分を受けることができます。

対応薬局となることを希望される場合は、和歌山県薬剤師会の会員である場合は地域薬剤師会へ、会員でない場合は県薬務課にまずご相談ください。

こころの医療センター

難病・子ども保健相談支援センター

現在、和歌山市保健所管内、海南保健所管内はすでに多くの薬局に御協力いただけることとなったため、新規の受付を中止しています。

保険医療機関コードを有さない施設で登録を希望する施設の皆様へ(介護老人保健施設等)

保険医療機関コードがない場合は以下の様式に必要事項を入力し県薬務課へメールをお送りください。
その後、登録センターから仮コードが付与されますので、仮コードを用いてご登録ください。登録センターによる仮コードの付与には1週間程度かかる見込みです。登録方法は医療機関の皆様へをご参照ください。
メールアドレス: e0504002@pref.wakayama.lg.jp
■コードを持たない医療機関用(エクセル形式 13キロバイト)

[このページの先頭へ](#)

このページに関するお問い合わせは

和歌山県 福祉保健部 健康局 薬務課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 [【地図】](#)

TEL:073-441-2661 FAX:073-433-7118

メール: e0504001@pref.wakayama.lg.jp

[サイトポリシー](#) [リンク・著作権について](#)